

## 山梨市開発行為等における水道施設等の整備に関する要綱

令和6年4月1日

### (目的)

第1条 この要領は、山梨市水道条例(平成17年条例第216号。以下「水道条例」という。)第7条の2、及び8条のただし書きに関する基準及び手続等に必要な事項について定める。

ただし本要綱においては山梨市水道条例の条項により説明し、山梨市簡易水道条例においては、各条項と読み替えるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 配水管:山梨市が所有及び維持管理する水道管をいう。
- (2) 給水管:配水管から個別の需要者に水を供給するため分岐して設けられた水道管をいう。
- (3) 給水装置:配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (4) 給水装置工事:給水装置の設置又は変更等の工事をいう。
- (5) 費用負担工事:配水管の布設を要する給水装置工事であって、山梨市がその布設に要する費用の一部を負担する工事をいう。
- (6) 申請者:本要領における給水装置工事の申込者をいう。
- (7) 必要口径:給水装置工事の目的に応じて市長が必要と認める給水管又は配水管の口径をいう。
- (8) 布設口径:山梨市の整備計画を考慮して市長が布設すべきと判断する配水管の口径をいう。

### (事前協議)

第3条 山梨市の給水区域内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為および山梨市開発行為等指導要綱の適用となる事業等で、配水管等および給水装置(以下「水道施設等」という。)を設置しようとする場合は、山梨市水道条例(以下「条例」という。)第7条により市長と給水方法、維持管理方法等について事前協議を行うものとする。

2 申請者は、開発行為等の申請前に水道施設等の計画について、水道条例施行規程(以下「施行規程」という。)第5条より、開発等給水協議書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 計画図
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

3 市長は、前項に規定する協議書の提出があった場合は、現地調査を行うとともにその内容を審査した上、その結果について、開発等給水協議結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

### (配水管等布設工事に関する要件)

第4条 市長は、開発行為等により布設された配水管等について、第3条の事前協議により山梨市へ帰属する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、協議により市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 配水管の口径はφ50mm 以上とする。  
 (2) 配水管の管種は、以下のとおりとする。

管口径	管種
φ50mm ~ φ150mm	水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)
φ150mm ~	ダクタイル鋳鉄管 (DIP)
その他	協議による
※鋳鉄管は内面エポキシ樹脂粉体塗装を採用する。	

- (3) 配水管の埋設深さは、道路占用条件によるものとし、90cm以上を確保すること（一般市道として市に寄付することを条件とした場合）。  
 また、埋設において配水管の埋設管表示テープを設置するものとする。  
 (4) 配水管の設置位置は、原則南北の路線あつては西側、東西の路線あつては北側を基準とする。  
 公道における配水管の輻輳は原則不可とし、既存配水管の増径するものとする。ただし、幅員 6m 以上の道路で道路管理者および市長と協議により適正な管理に必要な場合は、この限りではない。  
 (5) 仕切弁、空気弁、泥吐弁の設置位置等については、上下水道課の指示による。  
 (6) 開発区域内の道路の入り口部には仕切弁を設置すること。  
 仕切弁はソフトシールを使用すること。  
 (7) 継手は、以下のとおりとし、曲管 90°は原則使用不可とし、曲管 45°を2本採用するものとする。

管種	継手
水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)	融着または、メカニカル
ダクタイル鋳鉄管 (DIP)	GX 型
その他	協議による。

- (8) 泥吐弁は市指定の材料とし、原則布設管と同じ口径とし、開発区域内の末端で水質管理が容易に出来る箇所に設置し、逆流がないよう留意し、泥吐弁の水抜き先は、側溝の流れを阻害しない場所とする。  
 (9) 消火栓は、山梨市開発行為等技術基準により山梨市防災危機管理課と協議し必要に応じ設置すること。  
 (10) 配水管からの分岐工事の際は、適切に作業を行うことができる技能を有する者が従事または監督すること。  
 (11) 分岐工事の際、断水が必要な場合は、別に定める「断水作業等に関する要綱」によるものとする。  
 (12) 配水管からの分岐工事において、割T字管、不断水仕切弁を取付け完了した際の水密テストは、1.30MPa を1分間加えるものとする。配水用ポリエチレン管については、0.75MPa で5分間の水圧試験及び0.5MPa で1時間の水圧試験。給水管の分水については、1.75MPa で1分間の水圧試験すること。  
 (13) 配水管布設後、検査実施希望日2週間前に、上下水道課へ耐圧検査の依頼をし、検査を受けること。なお、耐圧検査は、ついでには水道施設設計指針（最新版）によるものとする。  
 (14) その他ここに記載のないものについては、日本水道協会出版「水道施設設計指針」（最新版）によるものとし適宜、上下水道課と協議するものとする。

(工事の申込み及び着手)

第5条 水道施設等の工事は、事前に給水装置工事の申込み(条例第5条)により、施工承認を受け工事に着手するものとする。

- 2 既存道路の掘削工事を必要とする場合、着手前には、必ず他企業埋設物管理者と協議し、埋設物や布設位置の確認を行い、配水管または給水装置と他企業埋設物との離隔を確保(30 cm以上)すること。また、現場立会や施工管理写真等で適宜離隔の確認ができるよう対応すること。

(水道施設等工事の費用負担)

第6条 費用負担については、以下の表のとおりとする。

工事内容 (申込時点)	申込方法	水道施設等 工事費	手数料 (申請・検査)
公道における配水管の新設・増径	給水装置工事 申込※1	申請者負担 (条例第8条)	申請者負担 (条例第37条)
私有地※2 における配水管の新設※3			

※1 給水装置工事と合わせての申込書でも可とする。

※2 ここでいう私有地とは、開発工事竣工後、道路管理者に道路として寄附するものである。

※3 寄附前の配水管は、給水管と同様の取扱いとなる。

注)この表中の配水管とは口径φ50mm以上であり、市に寄附を行うものである。

注)配水管布設工事に伴う既設配水管を断水する場合の費用については、別に定める「断水作業等に関する要綱」によるものとする。

- 2 給水装置の新設に伴う加入負担金は、申請者の負担とし、給水装置工事申込の際に納入しなければならない。

- 3 加入負担金について、開発地内に既設メーターを開発等において口径減する場合は、既納の加入負担金額を新設分の加入負担金から控除することができる。

ただし、既納の加入負担金額が新規分の加入負担金より多い場合、既納の加入負担金は返還しない。

(事前協議おける費用負担工事の要件等)

第5条 事前協議において山梨市の費用負担が可能となる条件は、次の各号によるものとする。ただし、市長が相当の理由があると認める場合においては、この限りではない。

- (1) 申請者が布設する配水管については、山梨市への帰属を前提としているため、市長が定める管種・口径・延長であること。
- (2) 配水管を布設しようとする設置区間の道路等に既に布設されている給水管から給水しているすべての給水装置の所有者等が、当該既設給水管の撤去及び廃止並びに配水管への切り替えに同意していること。
- (3) 費用負担工事は、開発計画等において新規に配水管の布設を要する次に掲げる工事とする。
  - ① 必要口径よりも布設口径が大きい工事
  - ② 開発区域外の配水管において計画延長よりも延伸が必要であると認める工事
  - ③ 前2号に掲げる以外の配水管であって、市長が特に必要があると認める工事

- 2 費用負担工事は、申請者が行うものとし、水道条例、及び山梨市水道条例施行規程に定める事項を遵守しなければならない。

ただし、市長が必要と認めるときは、山梨市が工事を行うことができる。

(費用負担工事の申請)

第6条 開発等給水協議結果通知書により費用負担工事申請を可能と認められた工事を行う申請者は、費用負担工事申請書(様式第3号)に次の各号の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 開発等給水協議結果通知書の写し
- (2) 工事に伴う設計図及び設計書(協議前・協議後)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、審査し、費用負担工事確認書(様式第4号)を発行するものとする。

3 申請者は、前項の給水装置工事申請に伴う費用負担工事確認書の内容に異議がない場合は、市長と覚書(様式第5号)を取り交わすものとする。

(費用負担額等の算出)

第7条 申請者は、次の各号に該当する場合の材料費等の積算を行うものとし、市長は、申請者から提出された設計図及び設計書等積算資料を精査し工事の費用負担額の算出をし、山梨市が工事を行う場合は、申請者の費用負担額の算出をするものとする。

- (1) 第5条3項1号の工事の材料、管工、土工及び舗装復旧工について、布設口径の配水管布設に要する費用等と必要口径の配水管布設に要する工事費等との差額は、山梨市が負担するものとする。
- (2) 第5条3項2号の工事において、開発区域外の計画延長以上に新設される配水管に係るすべての費用等は山梨市の負担とする。
- (3) 第5条3項2号又は3号の工事において既設配水管の口径を大きくする必要が生じる場合は、既設給水管装置撤去、既設給水管接続、仮設工に係るすべての費用等は山梨市の負担とする。

2 前項に基づいて算出した山梨市の負担額(以下「市負担予定額」という。)については、費用負担工事確認書に記載する。

(費用負担額の請求及び支払い)

第8条 申請者は、工事竣工検査後、山梨市費用負担額請求書(様式第6号)により費用負担額を市長に請求し、市長はこれを支払わなければならない。

2 市負担予定額から変更がある場合、市長と申請者は協議のうえ、申請者は負担額の変更に係る資料を市長に提出し、市長は当該資料を精査したうえで変更後の負担額を費用負担額変更通知(様式第7号)により通知する。この場合において、申請者は費用負担額変更通知に記載された費用を山梨市費用負担額請求書により工事竣工検査後、市長に請求し、市長は申請者にこれを支払わなければならない。

3 第8条に基づいて算出した申請者の負担額については、費用負担工事確認書に記載する。この場合において、市長は申請者費用負担額請求書(様式第8号)によって負担額を請求し、申請者は市長が指定する期日までに市長に支払わなければならない。

(費用負担工事の中止等)

第9条 費用負担工事申請書の提出後、計画が中止となった場合、又は費用負担工事確認書の発行後、工事が中止となった場合、申請者は中止届(様式第9号)を提出しなければならない。

2 費用負担工事を市長が行う場合で、市長が指定する期日までに申請者が負担額を支払わなければ、

市長は申請が取り下げられたものとみなす。

3 市長が行う費用負担工事が中止となった場合、市長は申請者が支払った負担額を返還する。

(給水装置(取出し管)工事)

第10条 開発行為等によって設置される給水装置工事の一部(1次側:配水管分岐箇所から宅地内までの給水管取出しで、以下「取出し管」という。)は、舗装工事に先行して施工することにより、舗装完了後の道路掘削等を防ぐことを目的とするものであり、その施工については、次の各号によるものとする。

(1) 取出し管の施工位置は、将来の宅地利用において建築物および擁壁等の構造物が築造されることがなく、水道メーターの検針および修繕等の維持管理に支障のない箇所(道路部分境界から1m以内)とすること。

(2) 取出し管は、条例第11条により施工するものとする。

(使用材料検査及び段階確認)

第11条 使用材料については、給水装置工事申込書により使用材料表(配水管布設分)を提出し、承認を得ること。また、施工前に、材料検査願(様式第10号)を提出し、検査を受けたものを使用すること。

2 申請者は、次の工程等において市長の段階確認を受けなければならない。

- (1) 床掘
- (2) 埋設状況・標示シート確認
- (3) 耐圧状況
- (4) 転圧状況
- (5) オフセット
- (6) 出来形等

(竣工検査)

第12条 水道施設等工事は、当該工事完了後、市長の検査を受けなければならない。(山梨市開発行為等指導要綱第22条、条例第34条)

なお、検査後でも山梨市への帰属手続きが完了するまでは、開発者等の管理責任であるため適正な維持管理に努めるものとする。

また、山梨市へ帰属する配水管の瑕疵担保期間は、特に定めがない限り、受理通知の翌日から1年間とする。(山梨市建設工事執行規則第43条2項:準用)

(寄附)

第13条 申請者が布設した配水管等は、工事検査終了後に市長が定める範囲を山梨市に帰属するものとし、この場合において申請者は、水道施設寄附採納願(様式第11号)に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 字図(寄附する配水管が布設されている道路が市に移管された後のもの)
- (3) 平面図(竣工図)
- (4) 管割図
- (5) 見積書(寄附する管に対する工事費)

(6) 写真（施工状況写真, 材料検査状況写真, 耐圧検査状況写真）

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する採納願の提出があった場合は、その内容を確認し、水道施設寄附受理書（様式第12号）により申請者に通知するものとする

3 配水管等の寄附については、当該配水管が布設されている道路が市に移管されたことが確認できた後とする。

#### （維持管理）

第14条 帰属後の配水管等は、山梨市が維持管理を行うものとする。

2 取出し管は、給水装置工事が施工された土地（以下「対象地」という。）に将来給水するために設置するものであり、対象地に付帯することから、その所有は対象地の土地所有者に帰属するものであるため、その維持管理は、条例第26条のほか次の各号によるものとする。

(1) 取出し管の管理上修繕が必要となった場合は、施行規程第16条及び宅地内の給水装置の修繕に関する取扱い要綱によるものとする。

(2) 宅地割または取出し管の位置変更等により、取出し管が不要となる場合には、当該取出し管の撤去工事を行うこと。ただし、市長がその必要がないと認めた時は、この限りではない。

(3) 土地売買等により、対象地の土地所有者が変更される場合には、新たな所有者に対して、当該取出し管の情報およびその維持管理について引き継ぐこと。（施行規程第14条2項1号による届け出）

(4) 取出し管が使用開始されるまでの期間に漏水および出水不良等の問題が生じた場合には、対象地の所有者がその修繕等について対応すること。

(5) 開発行為等によって布設された配水管が山梨市に帰属される前の時点において、新たに取出し管を分岐する場合は、開発者および市長と協議を行い、必要に応じた手続きを行うこと。

#### （その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

#### （施行期日）

この要綱は、告示の日から実施する。